

(鶴見区役所) 行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況一覧表

期間: 令和06年03月31日 ～ 令和06年03月31日															
使用許可/貸付	種別	施設名(財産名称)	所在地					用途	許可数量 ／貸付数量	単位	相手方氏名	減免率 (%)	年間使用料総額／ 年間貸付料総額(円)	減免前使用料／ 減免前貸付料(円)	減免理由
			市内／市外	区	町番	丁番	地番							※参考金額を含む	
使用許可	土地	駐車場・駐輪場(鶴見区横堤)	大阪市内	鶴見区	横堤	5丁目	225-1	掲示板	0.94	㎡	茨田西連合振興町会 第8町会	100	0	20,680	国もしくは地方公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公共事業の用に供するため
使用許可	土地	鶴見区民センター	大阪市内	鶴見区	横堤	5丁目	228	掲示板	1.20	㎡	茨田西連合振興町会 第6町会	100	0	29,040	国もしくは地方公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公共事業の用に供するため
貸付	土地	茨田西地域集会所	大阪市内	鶴見区	横堤	5丁目	225番1	集会所・会館	214.16	㎡	茨田西社会福祉協議会会長 橋下 篤司	100	0	1,365,264	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	茨田地域集会所	大阪市内	鶴見区	中茶屋	1丁目	21番	集会所・会館	240.00	㎡	茨田社会福祉協議会会長 綿世良一	100	0	1,080,000	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	茨田東地域集会所	大阪市内	鶴見区	茨田大宮	4丁目	437 外1筆	集会所・会館	262.52	㎡	茨田東校下社会福祉協議会会長 桑名 一夫	100	0	1,329,000	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	茨田南地域集会所	大阪市内	鶴見区	諸口	2丁目	1140番3 外2筆	集会所・会館	688.55	㎡	茨田南地区社会福祉協議会 会長 北野 克巳	100	0	4,002,192	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	茨田北地域集会所	大阪市内	鶴見区	安田	4丁目	26番2内	集会所・会館	392.90	㎡	茨田北社会福祉協議会会長 鎮西 章司	100	0	2,136,384	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	榎本地域集会所	大阪市内	鶴見区	今津中	1丁目	9番外1筆	集会所・会館	433.95	㎡	NPO法人榎本地域活動協議会 理事長 山田重信	100	0	4,181,625	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	横堤地域集会所	大阪市内	鶴見区	横堤	3丁目	566番内	老人憩の家	189.95	㎡	大阪市鶴見区横堤連合振興町会会長 西岡	100	0	1,531,464	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	焼野地域集会所	大阪市内	鶴見区	焼野	1丁目	10番2	老人憩の家	165.09	㎡	焼野福祉会館・焼野老人憩の家 運営委員会会長 中田 俊二	100	0	897,672	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	焼野地域集会所	大阪市内	鶴見区	焼野	1丁目	10番2	老人憩の家	197.80	㎡	焼野福祉会館・焼野老人憩の家 運営委員会会長 中田 俊二	100	0	2,159,532	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	鶴見地域集会所	大阪市内	鶴見区	鶴見	2丁目	2番11 外1筆	老人憩の家	273.96	㎡	鶴見地域活動協議会会長 西口設紀	100	0	1,643,760	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	鶴見北地域集会所	大阪市内	鶴見区	鶴見	5丁目	6番3内	老人憩の家	248.77	㎡	鶴見北社会福祉協議会会長 宮本 義次	100	0	1,679,196	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	廃道(鶴見)	大阪市内	鶴見区	横堤	4丁目	100番外1筆	集会所・会館	30.99	㎡	茨田西社会福祉協議会会長 橋下 篤司	100	0	249,852	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	緑地域集会所	大阪市内	鶴見区	緑	3丁目	205番5内 外3筆	集会所・会館	297.19	㎡	緑会館運営委員会	100	0	1,950,300	コミュニティ育成事業(鶴見区)に極めて密接に関連するため

※無償(減免率100%)の物件については、減免前使用料／減免前貸付料(円)欄に、仮に試算した参考金額を記載しており、実際の使用料・貸付料とは異なります。

※専ら本市の事務事業に供するために設置された電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他埋設物、施設及び定額物件は除きます。